人事行政の運営の状況の概要

1　職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員数（令和２年４月１日現在）

区　分	市　　長 事務部局	教育委員会 事 務 部 局	消防局	病院局	その他	合　計
職員数	4,517 人	5,172 人	927 人	1,074 人	90 人	11,780 人

（注）１　その他は、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の事務局及び水道局の職員です。

（2）職員の採用及び退職の状況（平成３１年４月２日～令和２年４月１日）

区　分	採　用	退　職		
		定年退職	その他	合計
人　数	828 人 (102 人)	268 人 (0 人)	340 人 (82 人)	608 人 (82 人)

（注）１　（　）内は、再任用職員の人数（内数）です。ただし、再任用短時間勤務職員は除きます。

（３）部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

部門		区分	職員数 平成31年	職員数 令和2年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	28	29	1	
		総務	840	855	15	・会計年度任用職員任用業務、ｽﾏｰﾄｼﾃｨ推進課新設
		税務	305	311	6	
		労働	6	7	1	
		農林水産	63	60	▲3	
		商工	66	61	▲5	
		土木	635	639	4	
		民生	1,637	1,674	37	・児童相談所の体制強化、再任短正職化
		衛生	560	569	9	
		計	4,140	4,205	65	〈参考〉人口1万人当たり職員数43.2人
	教育部門		4,982	5,172	190	・臨時的任用職員の任期付職員化
	消防部門		939	927	▲12	・事務の統廃合縮小
	小計		10,061	10,304	243	〈参考〉人口1万人当たり職員数106.0人
公営企業等会計部門	病院		1,091	1,074	▲17	・事務の統廃合縮小
	水道		22	24	2	
	下水道		140	142	2	
	その他		246	236	▲10	・業務見直し
	小計		1,499	1,476	▲23	
合計			11,560 [11,942]	11,780 [11,942]	220 [0]	〈参考〉人口1万人当たり職員数121.1人

(注) １職員数は一般職に属する職員数です。
２[　　]内は、条例定数の合計です。

（４）年齢別職員構成の状況（令和２年４月１日現在）

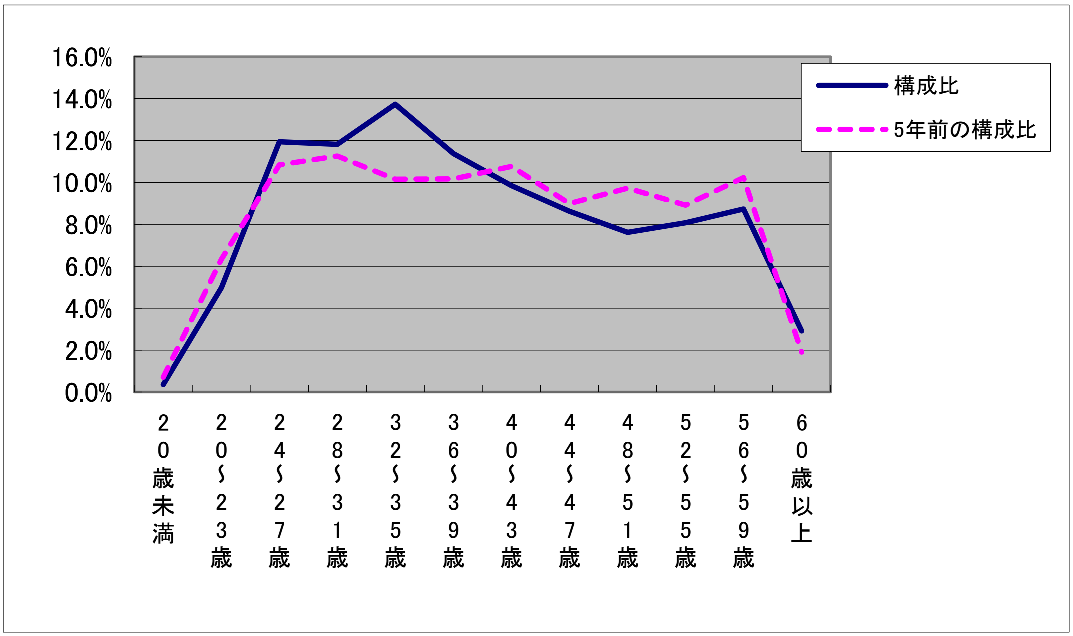

（単位：人）

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	42	587	1,406	1,392	1,618	1,340	1,160	1,016	897	951	1,028	343	11,780

（５）定員管理の数値目標及び実績

ア　平成３１年４月１日～令和５年４月１日における定員管理の数値目標

平成 31 年４月１日 計画対象内職員数	令和５年４月１日 計画対象内職員数	増員数
人 4,426	人 4,496	人 70

※当該期間の目標において対象とする職員は、法令等により配置基準が定められているものを除く全職員です。
（計画対象外とする職員：保育所・認定こども園、消防、病院、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）

イ　定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年４月１日現在）

	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
計画対象内職員数（A）	4,426.0	4,463.5			
計画対象内の増減		37.5			

（６）職員の昇任及び降任の状況（令和元年度）

昇任及び降任の状況

区　分	昇　任					降　任
	係長級	課長補佐級	課長級	次部長級	局長級	
行政職	128 人	76 人	49 人	13 人	4 人	6 人

区　分	昇　任			降　任
	主幹教諭級	教頭級	校長級	
教育職	2 人	60 人	43 人	0 人

区　分	昇　任			降　任
	科部長等	診療局長等	院長･部長等	
医療職（医師等）	2 人	1 人	0 人	0 人

区　分	昇　任				降　任
	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	
医療職（獣医師等）	2 人	3 人	0 人	0 人	0 人

区　分	昇　任			降　任
	看護師長	副看護部長	看護部長	
医療職（看護師等）	6 人	3 人	0 人	0 人

（注）「降任」は、地方公務員法第２８条に基づく分限処分による降任のほか、本人希望によって降任した職員数です。

（７）再任用短時間勤務職員の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	市　　長 事務部局	教育委員会 事 務 部 局	消防局	病院局	その他	合　計
職員数	100 人	70 人	48 人	5 人	0 人	223 人

（注）１　再任用とは、定年退職者等で引き続き公務内で働く意欲と能力を有する職員を、任期を定めて再度任用する制度です。勤務形態は、フルタイム勤務と短時間勤務があり、再任用フルタイム勤務職員は、１（１）職員数に含まれます。

２　その他は、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の事務局及び水道局の職員です。

（８）会計年度任用職員の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	市　　長 事務部局	教育委員会 事 務 部 局	消防局	病院局	その他	合　計
職員数	219 人	0 人	0 人	0 人	0 人	219 人

（注）１　会計年度任用職員とは、地方公務員法第法第２２条の２第１項第２号の規定により任用されているフルタイム勤務の職員（常勤職員の一週間当たりの勤務時間と同一の時間であるものをいい、短時間勤務の職員は含まれていません。）となります。

２　その他は、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の事務局及び水道局の職員です。

２　職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法の一部改正（平成２８年４月１日施行）により導入された人事評価に相当するものとして人事考課制度を実施しています。

（１）制度の概要

被考課者に対し、直属の上司が成績考課、能力考課、行動考課の３つの視点から１次評価として絶対評価を行い、更にその上司が２次評価として相対評価を行います。

上位職ほど成績考課の割合が大きくなる仕組みとしており、特に管理職（課長補佐級以上）を対象に、目標の達成度が成績考課に直結する目標申告制度を設けています。

また、人材育成につながる人事考課とするため、自己評価や面接（年３回）を実施しています。

（２）結果の活用状況

①　昇給

管理職（課長補佐級以上）より段階的に人事考課の結果を反映しています。管理職については平成２０年度から、また、非管理職のうち係長級については平成２３年度から、それ以外の職員については一部職員を除き平成２４年度から、前年度の考課結果を反映しています（昇給日は４月１日）。人事考課による５段階の勤務成績（Ａ～Ｅ）に基づいて、昇給区分（８～０号給）を決定します。

②　勤勉手当

管理職（課長補佐級以上）より段階的に人事考課の結果を反映しています。管理職については平成２０年度から、非管理職については一部職員を除き平成２９年度から、再任用職員については管理職・非管理職ともに平成３０年度から、前年度の考課結果を６月及び１２月の勤勉手当に反映しています。前年度の勤務実績を、管理職は４つの成績区分（Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ）、非管理職は３つの成績区分（Ａ、Ｂ、Ｃ）に分けて成績率を決定します。

③　その他

職員の人材育成や人事異動、昇任等に活用しています。

３　職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 （令和2年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考） 30年度の人件費率
令和元年度	人 972,516	千円 456,067,538	千円 5,838,876	千円 94,819,513	% 20.79	% 21.93

（注）　人件費とは、職員に支給された給与、退職手当及び共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。なお、実質収支の額は、その団体の純剰余または純損失の額を示します。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
令和元年度	人 10, 061	千円 38, 990, 745	千円 13, 387, 555	千円 17, 655, 370	千円 70, 033, 670

一人当たり給与費　B／A	（参考）政令市平均一人当たり給与費　B／A
千円 6, 961	千円 6, 995

（注）１　職員数は、31年４月１日現在の一般行政職員、技能労務職員などの総数（病院、下水道などの職員を除く）です。

２　給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料及び職員手当（退職手当を除く）をいいます。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況

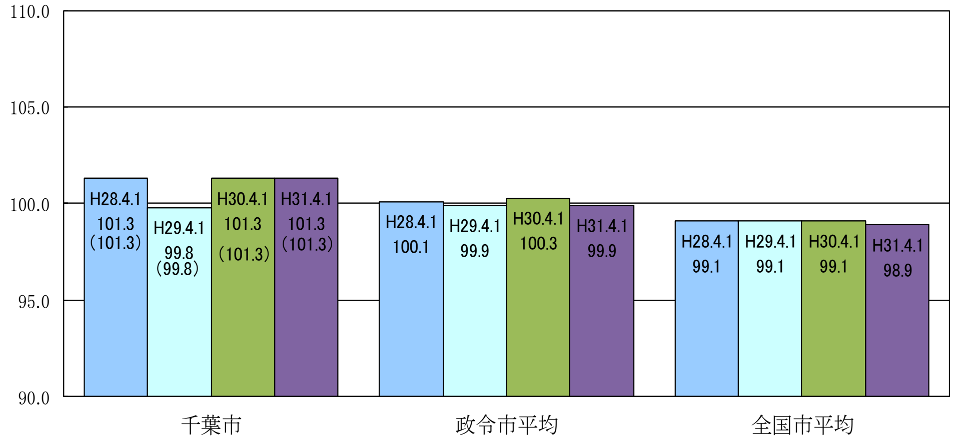

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数となります。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当手支給率）により算出。）

※　31年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数については、給与制度の総合的見直しにより抑制されていた昇給を回復（平成30年４月１日において44歳に満たない職員の号給を同日に１号給上位に調整）したこと及び本市独自の給料の減額措置を解消したことにより平成30年に上昇した。

(4)給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧　告 (改定率)	
２年度	円 397,217	円 397,304	△87円 △0.02%	–	–

(参考) 国の改定率
–

(注) １　「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧　告 (改定月数)	
２年度	4.46月	4.50月	△0.04月	△0.05月	4.45月

(参考) 国の年間支給月数
4.45月

(注)　「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[　実施　]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期）　平成27年4月1日

（内容）行政職給料表については、千葉市人事委員会勧告に基づき、平均２．４％引き下げました。１級及び２級の初任給に係る号給については、人材確保への影響等を考慮して改定しませんでした。また、５０歳台後半層が多く在職する３級以上の高位号給については、最大で４％程度引き下げました。激変緩和のため、３年間（平成30年３月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。
教育職給料表については、千葉県人事委員会勧告の内容を考慮して見直しを実施しました。
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。なお、医療職給料表（１）については、医師の処遇の確保の観点から改定しませんでした。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準15%に対し、千葉市においても15%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は11%、給与改定後は平成27年4月に遡及し13%、平成28年4月1日から15%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合 (H28.4.1)	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	10%	11%	13%	15%	15%	15%	15%
千葉市の支給割合	10%	11%	13%	15%	15%	15%	15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日及び平成28年4月1日実施）

(6)給料の減額措置

平成29年４月から平成30年３月まで、局部長級の職員については５．０％、課長級の職員については３．３％、課長補佐級の職員については２．３％、主査級の職員については１．２％、主任主事級の職員については１．０％の給料の減額をしました（職務の級が１級・２級である職員及び若年層の職員については減額措置の対象外）。医師については１％～３％の減額をしました（若年層を除く。）。平成30年４月から令和２年３月まで、管理職手当を10%（医師については５%）減額しました。

(7)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(2年4月1日現在)

①一般行政職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	41.3　歳	315,100　円	458,081　円	394,351　円
千葉県	41.0　歳	309,965　円	408,350　円	363,035　円
国	43.2　歳	327,564　円	－	408,868　円
政令市平均	41.8　歳	319,895　円	436,783　円	379,775　円

※　千葉県及び政令市平均については、令和元年度の状況です。

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
千葉市	45.4　歳	512　人	288,300　円	365,876　円	346,470　円	－	－	－	－
うち清掃	52.6　歳	44　人	339,100　円	438,752　円	401,254　円	廃棄物処理業従業員	45.9　歳	296,600　円	1.48
うち用務	45.5　歳	249　人	290,900　円	365,226　円	349,499　円	用務員	55.6　歳	211,600　円	1.73
うち調理	43.5　歳	101　人	269,600　円	333,602　円	327,016　円	調理士	43.1　歳	268,800　円	1.24
うち運転	53.9　歳	10　人	321,500　円	493,560　円	385,180　円	自家用乗用自動車運転者	61.2　歳	213,300　円	2.31
千葉県	53.7　歳	394　人	318,804　円	378,841　円	357,107　円	－	－	－	－
国	50.9　歳	2,319　人	287,283　円	－	328,862　円	－	－	－	－
政令市平均	50.2　歳	1,035　人	319,806　円	410,639　円	375,356　円	－	－	－	－

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C／D
千葉市	－	－	－
うち清掃	7,069,924　円	4,102,900　円	1.72
うち用務	5,923,912　円	2,883,400　円	2.05
うち調理	5,265,108　円	3,614,200　円	1.46
うち運転	7,551,120　円	2,714,400　円	2.78

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成２８～３０年の３ヶ年平均）。調理士、運転手は千葉県の平均値、他の職種は全国の平均値です。

※　技能労務職の職種と民間の類似職種については、千葉市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイト等の非正規職員や派遣職員等も含んでおり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできません。

※　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※　千葉県及び政令市平均については、令和元年度の状況です。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	40.6　歳	358,900　円	445,363　円	431,648　円
千葉県	44.1　歳	355,749　円	430,983　円	－　円
政令市平均	44.8　歳	371,129　円	454,455　円	－　円

※　千葉県及び政令市平均については、令和元年度の状況です。

④小・中学校（幼稚園）教育職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
千葉市	39.5　歳	342,700　円	424,943　円	413,238　円
千葉県	40.8　歳	348,101　円	416,306　円	－　円
政令市平均	41.3　歳	347,616　円	417,661　円	－　円

※　千葉県及び政令市平均については、令和元年度の状況です。

⑤薬剤師、医療技師など

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
千葉市	40.8　歳	301,000　円	408,562　円	361,156　円

⑥看護師・保健師

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
千葉市	41.3　歳	305,200　円	428,727　円	364,836　円

⑦消防職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
千葉市	38.3　歳	292,500　円	431,789　円	363,209　円

（注）　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(8)職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

区　　分		千　葉　市	国
一般行政職	大　学　卒	179,900　円	182,200　円
	高　校　卒	147,200　円	150,600　円
技能労務職	高　校　卒	144,400　円	－　円
教　育　職	大　学　卒	210,300　円	－　円
薬剤師、医療技師など	大　学　卒	187,200　円	－　円
看護師、保健師	大　学　卒	216,900　円	－　円
消防職	大　学　卒	185,700　円	－　円
	高　校　卒	151,000　円	－　円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（2年4月１日現在）

区　　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大　学　卒	259,618 円	356,557 円	395,786 円	418,382 円
	高　校　卒	222,111 円	318,314 円	363,200 円	384,707 円
技能労務職	高　校　卒	－ 円	281,792 円	324,460 円	364,233 円
教　育　職	大　学　卒	320,313 円	397,822 円	411,893 円	422,657 円
薬剤師、医療技師など	大　学　卒	258,956 円	－ 円	379,600 円	396,200 円
看護師、保健師	大　学　卒	253,300 円	340,000 円	376,820 円	402,229 円
消防職	大　学　卒	270,414 円	382,600 円	405,225 円	389,350 円
	高　校　卒	220,333 円	345,733 円	－ 円	382,140 円

(10) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2年4月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主事、技師	79 人	2.4 %	139,400 円	235,900 円
2　級	主事、技師	629 人	19.2 %	166,000 円	295,500 円
3　級	主任主事、主任技師	1,321 人	40.3 %	213,000 円	381,700 円
4　級	主査	633 人	19.4 %	248,800 円	406,000 円
5　級	課長補佐、所長	286 人	8.7 %	280,000 円	417,300 円
6　級	課長、室長、総括主幹	252 人	7.7 %	320,400 円	447,500 円
7　級	部長、区長、次長、参事、技監	58 人	1.8 %	373,200 円	500,300 円
8　級	局長、会計管理者	17 人	0.5 %	444,300 円	520,500 円

（注）１　千葉市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

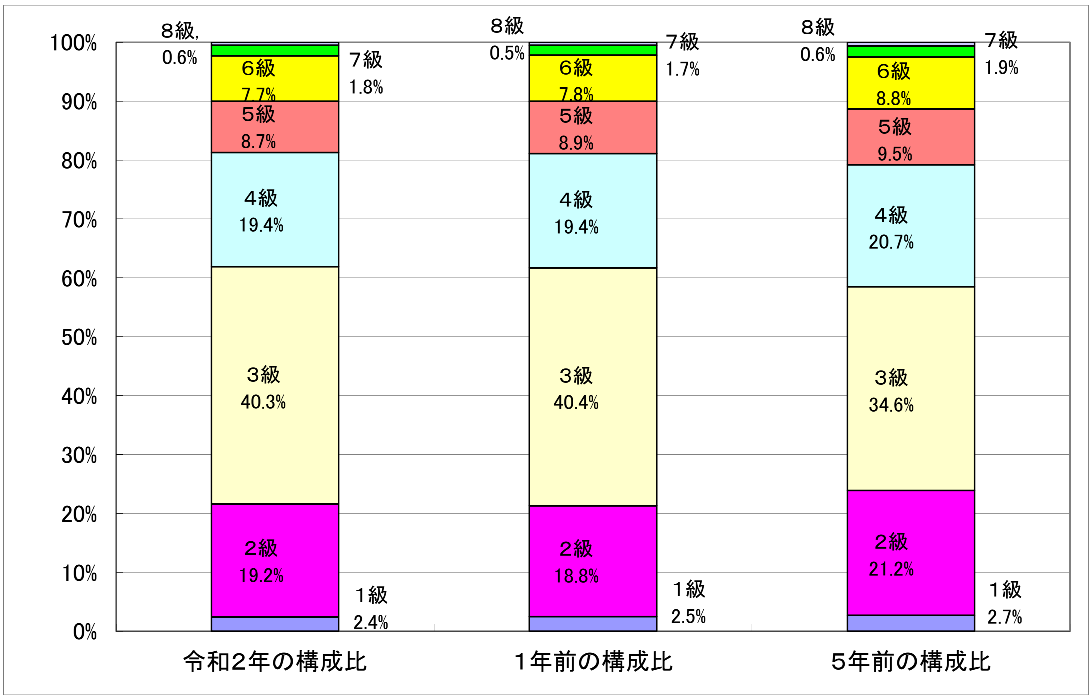

（11）国との給料表カーブ比較表（2年4月1日現在）

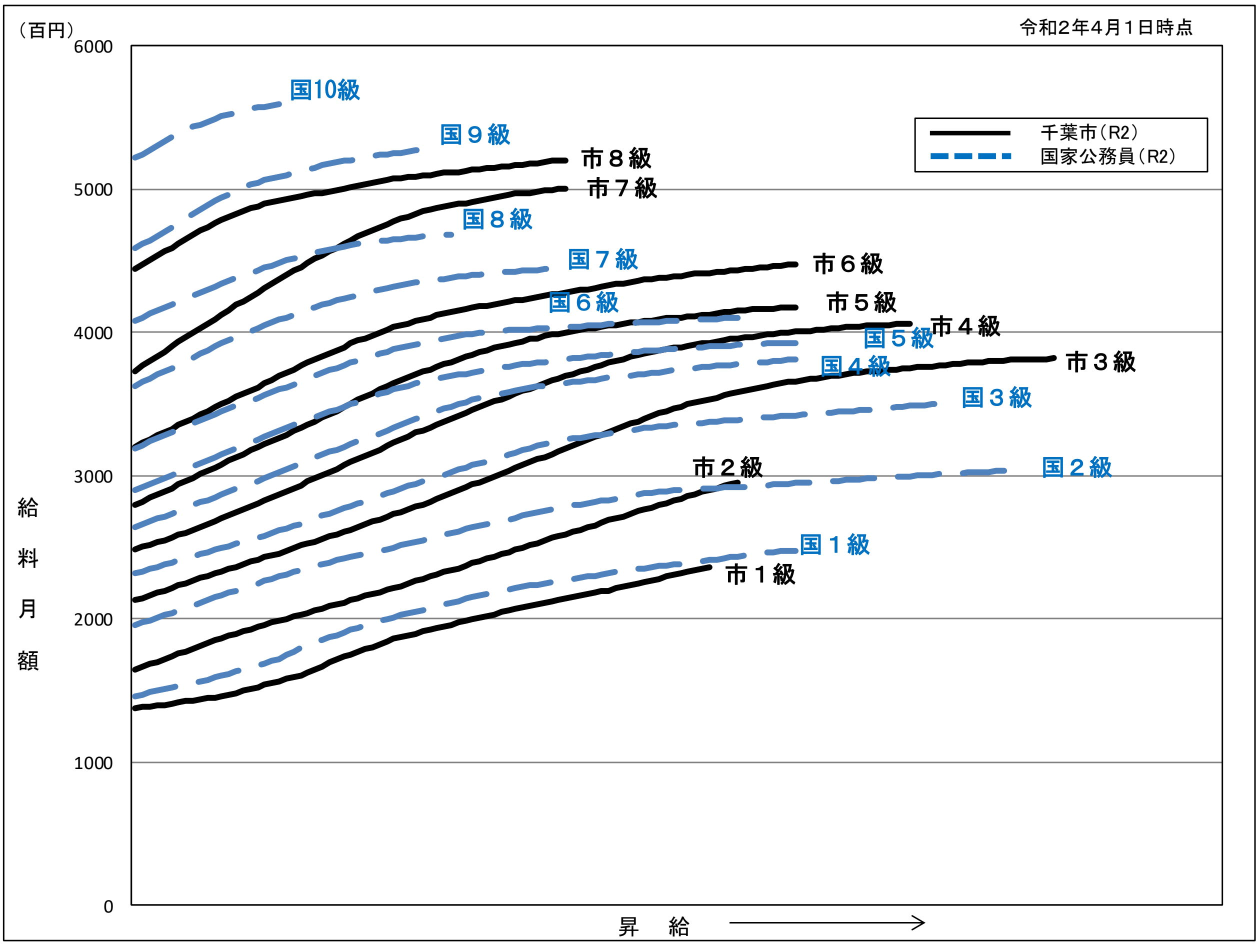

（12）昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
㋑	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

(13)職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

千葉市	国
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,817　千円	―
（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.90　月分 （　1.45　）月分　（　0.90　）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.90　月分 （　1.45　）月分　（　0.90　）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%　管理職加算　10%～25%

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率			○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を実施していない				
活用予定時期				

②退職手当(令和2年4月1日現在)

	千葉市		国	
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）	
1人当たり平均支給額	882　千円	21,718　千円		

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績（令和元年度決算）		6,101,026　千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		606,404　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
千葉市	15　%	10,061　人	15　%

④特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績（令和元年度決算）		396, 317　千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		181, 713　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		13. 2　%	
手当の種類（手当数）		27	
主な手当の名称	主な支給対象業務	主な支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
夜間看護等に従事する看護師等の特殊勤務手当	夜間看護	1, 588　千円	勤務１回につき 2, 000円～6, 700円
不快な業務に従事する職員の特殊勤務手当	し尿・清掃作業等	6, 118　千円	日額180円～500円
救急出動に従事する職員の特殊勤務手当	救急出動	43, 527　千円	出動１回につき 150円～510円
特別救助業務に従事する職員の特殊勤務手当	特別救助業務	3, 133　千円	日額190円
ヘリコプターの操縦等に従事する職員の特殊勤務手当	操縦等	6, 637　千円	日額500円～5, 300円 出動１回につき2, 100円
夜間特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	夜間特殊業務	92, 016　千円	勤務１回につき 1, 100円
教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	207, 547　千円	日額3, 600円～8, 000円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	2, 553, 131　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	463　千円
支給実績（３０年度決算）	2, 223, 655　千円
職員１人当たり平均支給年額（３０年度決算）	401　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度（３０年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥その他の手当（令和2年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
初任給調整手当	○医師等に対して一定期間 48,100円～217,500円を支給	異	医師等に対して一定期間 27,300円～184,500円を支給	10,433　千円	2,086,600　円
扶養手当	○配偶者・・6,500円※ ○子・・・・１人10,000円 ○父母等・・１人6,500円※ ※局長級は不支給 部長級は1人3,500円	同		815,408　千円	239,403　円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ○自宅の場合 なし	異	○貸家の場合 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	792,531　千円	324,808　円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 ６箇月等最長期間の定期代の額に応じて55,000円を限度に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		1,024,762　千円	104,270　円
単身赴任手当	○配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合　30,000円 ○移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて 8,000円～70,000円を加算	同		1,368　千円	456,000　円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100	同		411,136　千円	65,694　円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100	同		87,469　千円	132,825　円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた場合 職場及び職種に応じて 5,000円～11,250円を支給	異	勤務の態様に応じて 4,400円～22,000円を支給	9,403　千円	118,294　円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～130,100円を支給	異	職制上の段階、職務の級等に応じて 46,300円～139,300円を支給	865,321　千円	775,377　円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日若しくは休日又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にやむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		24,437　千円	216,257　円
義務教育等教員特別手当	○市立高等学校に勤務する教育職員 職務の級・号給に応じて 2,000円～8,000円			258,539　千円	63,853　円

(14)特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区分		給料月額等	
			(参考) 類似団体における最高／最低額
給料	市長	1,251,150 円 (1,317,000 円)	1,669,000円／500,000円
給料	副市長	1,064,000 円	1,285,000円／792,000円
報酬	議長	930,000 円	1,179,000円／779,000円
報酬	副議長	840,000 円	1,061,000円／703,000円
報酬	議員	770,000 円	960,000円／648,000円
期末手当	市長 副市長	(令和元年度支給割合) 4.50 月分	
期末手当	議長 副議長 議員	(令和元年度支給割合) 4.45 月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
退職手当	市長	給料月額×在職月数×53/100	3,350万円 任期ごと
退職手当	副市長	給料月額×在職月数×36/100	1,839万円 任期ごと
	備考	令和3年3月31日まで、市長の退職手当を50%減額する。	

(注) 1　市長の給料の( )内は減額措置を行う前の金額です。

2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合に退職手当の見込額です。

3　類似団体における最高／最低額は、政令市における最高／最低額（平成３１年４月１日現在）の状況です。

(15)公営企業職員の状況(水道事業)

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	千円 1,965,446	千円 0	千円 51,764	% 2.6	% 1.5

(注)　資本勘定支弁職員に係る職員給与費97,333千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費 給料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計 B	一人当たり給与費 B／A	(参考)政令市平均一人当たり給与費
令和元年度	人 23	千円 80,367	千円 32,072	千円 36,658	千円 149,097	千円 6,482	千円 6,775

(注) 1　職員手当には退職給与金を含みません。

2　職員数は、令和２年３月31日現在の人数です。

イ　給料の減額措置

平成29年４月から平成30年３月まで、局部長級の職員については５．０％、課長級の職員については３．３％、課長補佐級の職員については２．３％、主査級の職員については１．２％、主任主事級の職員については１．０％の給料の減額をしました（職務の級が１級・２級である職員及び若年層の職員については減額措置の対象外）平成30年４月から令和２年３月まで、管理職手当を10%減額しました。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉市水道局	41.2　歳	310,800　円	427,806　円

（注）　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

千葉市水道局	千葉市（一般行政職）
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,594　千円	１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,817　千円
（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.90　月分 （　1.45　）月分　（　0.90　）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.90　月分 （　1.45　）月分　（　0.90　）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%

（注）　（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和２年４月１日現在）

千葉市水道局			千葉市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）	
１人当たり平均支給額	退職者なし	退職者なし	１人当たり平均支給額	882　千円	21,718　千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）		13,074　千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（３０年度決算）		568,435　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
千葉市	15　%	23　人	15　%

エ　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）	0 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	0.0 %
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
有害物質取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	水道水の消毒等の業務にかかる有害物質の取扱い	同左	0 千円	日額200円
電気主任技術者の資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気主任技術者	電気主任技術者の業務	0 千円	月額4,000円
水道使用料の徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	徴収事務	同左	0 千円	日額180円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	7,316 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	406 千円
支給実績（３０年度決算）	5,102 千円
職員１人当たり平均支給年額（３０年度決算）	300 千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度（３０年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶養手当	○配偶者・・6,500円※ ○子・・・・１人10,000円 ○父母等・・１人6,500円※ ※局長級は不支給 　部長級は1人3,500円	同		2,425　千円	105,435　円
住居手当	○借家の場合 　家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ○自宅の場合 　なし	同		1,890　千円	82,174　円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 　６箇月等最長期間の定期代の額に応じて55,000円を限度に支給 ○乗用車などを使用する場合 　使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		2,493　千円	108,391　円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合 　勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100	同		477　千円	26,500　円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～130,100円を支給	同		4,368　千円	873,600　円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日若しくは休日又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にやむを得ず勤務した場合 　職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		506　千円	84,333　円

（16）公営企業職員の状況（病院事業）

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	千円 21,680,724	千円 -58,529	千円 8,113,959	% 37.4	% 37.4

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B／A	（参考）政令市平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和元年度	人 1,071	千円 3,892,093	千円 2,458,044	千円 1,763,822	千円 8,113,959	千円 7,576	千円 7,257

（注）１　職員手当には退職給与金を含みません。
　　　２　職員数は、令和２年３月31日現在の人数です。

イ　給料の減額措置

　平成29年４月から平成30年３月まで、局部長級の職員については５．０％、課長級の職員については３．３％、課長補佐級の職員については２．３％、主査級の職員については１．２％、主任主事級の職員については１．０％の給料の減額をしました（職務の級が１級・２級である職員及び若年層の職員については減額措置の対象外）。医師については１％～３％の減額をしました（若年層を除く。）。平成30年４月から令和２年３月まで、管理職手当を10%（医師については５％）削減しました。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

区　分		平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉市病院局		38.8　歳	325,900　円	497,646　円
	医師	45.3　歳	504,200　円	1,105,253　円
	看護師	36.9　歳	295,800　円	420,422　円
	事務職員	40.3　歳	321,200　円	514,628　円

（注）　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

千葉市病院局	千葉市（一般行政職）
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,647　千円	１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,817　千円
（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.90　月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.90 ）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.90　月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.90 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%

（注）　（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和２年４月１日現在）

千葉市病院局			千葉市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）	
１人当たり平均支給額	1,025　千円	19,071　千円	１人当たり平均支給額	882　千円	21,718　千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）			608,340　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			566,424　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
千葉市	15　%	933　人	15　%
	16　%	146　人	

エ　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）	197,845 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	344,677 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	53.4 ％
手当の種類（手当数）	7

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当	市立青葉病院に勤務する職員（看護部又は事務局に所属する職員で感染症病棟業務に従事するものに限る。） エックス線技師（助手を含む。）である職員	感染症作業等	1,088 千円	日額150円～180円
夜間看護等に従事する看護師等の特殊勤務手当	看護師、介護福祉士	夜間看護	163,965 千円	勤務１回につき 2,000円～6,700円
夜間特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	交替制勤務を正規の職務としている職員	夜間特殊業務	1,124 千円	勤務１回につき 1,100円
電気主任技術者等資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気主任技術者	電気主任技術者等の業務	0 千円	月額4,000円
分べんに係る業務に従事する医師の特殊勤務手当	分べんに係る業務に従事する医師	分べんに係る業務	8,820 千円	分べん１件につき 10,000円
麻酔業務に従事する医師の特殊勤務手当	麻酔業務に従事する麻酔科医師	麻酔業務	11,530 千円	麻酔業務１件につき 5,000円
救急体制維持のための特殊勤務手当	救急体制維持のため自宅等で待機する職員	救急診療に対応するため命令に基づく自宅等での待機	11,318 千円	待機１回につき 2,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	784,207 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	748 千円
支給実績（３０年度決算）	735,934 千円
職員１人当たり平均支給年額（３０年度決算）	696 千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度（３０年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
初任給調整手当	○医師等に対して一定期間 48,100円～217,500円を支給	同		325,075　千円	2,273,251　円
扶養手当	○配偶者・・6,500円※ ○子・・・・１人10,000円 ○父母等・・１人6,500円※ ※局長級は不支給 　部長級は1人3,500円	同		72,238　千円	209,388　円
住居手当	○借家の場合 　家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ○自宅の場合 　なし	同		91,337　千円	280,174　円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 　６箇月等最長期間の定期代の額に応じて55,000円を限度に支給 ○乗用車などを使用する場合 　使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		91,664　千円	90,755　円
単身赴任手当	○配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合　30,000円 ○移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて 8,000円～70,000円を加算	同		0　千円	0　円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合 　勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100	同		153,108　千円	185,584　円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 　勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100	同		91,184　千円	157,758　円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた場合 　職場及び職種に応じて 15,200円～29,900円支給	異	支給額 15,200円～ 29,900円	149,449　千円	615,017　円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じて 63,700円～126,300円を支給	同		43,610　千円	948,067　円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日若しくは休日又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にやむを得ず勤務した場合 　職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		3,095　千円	96,727　円
特定任期付職員業績手当	○特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に、給料月額に相当する額を支給	同		0　千円	0　円

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間の状況（令和２年４月１日現在）

勤務時間	休憩時間	週休日
7:30～16:15 8:00～16:45 8:15～17:00 8:30～17:15 9:00～17:45 9:30～18:15	12:00～13:00	土曜日 日曜日

＊病院などの特殊な勤務形態で勤務する職員を除きます。

（２）主な休暇制度の状況（令和２年４月１日現在）

年次有給休暇	女性職員の分べん	結婚休暇	子の看護休暇	介護休暇	介護時間
年度 20 日	産前産後各 8 週	6 日	5 日 （対象となる子が 2 人以上の場合 10 日）	6 か月	3 年

（３）年次有給休暇の取得状況（令和元年度）

１人当たり平均取得日数	１４．５日

（４）介護休暇及び介護時間の取得状況（令和元年度）

区分	介護休暇	介護時間
取得者数	２０人	１０人

５　職員の休業等に関する状況

（１）主な休業等制度の状況（令和２年４月１日現在）

育児休業	育児短時間勤務	部分休業等	自己啓発等休業	配偶者同行休業	大学院修学休業
子が３歳まで	子が小学校就学の始期に達するまで	子が９歳に達する日以後の最初の３月３１日まで	・大学・大学院等の課程の履修（期間：２年以内）又は国際貢献活動へ参加（期間：３年以内） ・在職期間が４年以上である一般職の職員	３年以内	・３年以内（原則として４月１日を始期とし、年単位） ・学校に勤務する常勤の職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師

（２）育児休業、育児短時間勤務、部分休業等の取得状況（令和元年度）

区分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業等
取得者数	９７３人	８９人	４０５人

（３）自己啓発等休業の取得状況（令和元年度）

区分	自己啓発等休業
取得者数	２人

（４）配偶者同行休業の取得状況（令和元年度）

区分	配偶者同行休業
取得者数	１人

（５）大学院修学休業の取得状況（令和元年度）

区分	大学院修学休業
取得者数	０人

６　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）処分事由別分限処分者数（令和元年度）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

処　分　事　由	降　任	免　職	休　職	合　計
勤務実績が良くない場合 （法第 28 条第 1 項第 1 号）				
心身の故障の場合 （法第 28 条第 1 項第 2 号　第 2 項第 1 号）			287	287
職に必要な適格性を欠く場合 （法第 28 条第 1 項第 3 号）				
職制等の改廃により過員等を生じた場合 （法第 28 条第 1 項第 4 号）				
刑事事件に関し起訴された場合 （法第 28 条第 2 項第 2 号）				
合　　計			287	287
法第 28 条第４項により失職した者				

（注）１　法とは地方公務員法をいいます。以下同じです。
　　　２　県費負担教職員を含みます。以下同じです。
　　　３　分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たしえない場合に、公務能率の維持向上のため行う処分です。
　　　４　休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

（２）処分事由別懲戒処分者数（令和元年度）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

処　分　事　由	戒　告	減　給	停　職	免　職	合　計
法令に違反した場合 （法第 29 条第 1 項第 1 号）	0	0	3	3	6
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 （法第 29 条第 1 項第 2 号）	3	4	1	1	9
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 （法第 29 条第 1 項第 3 号）	0	2	1	3	6
合　　計	3	6	5	7	２１

7　職員の服務の状況

服務規律の確保に関する取組

（１）職員の職務に係る倫理の保持について

①　贈与等の報告の状況は次のとおりでした。

（令和元年度）

区分	提出件数	内容				
		金銭	有価証券	有価証券以外の物品	飲食の提供	その他
市長部局	0					
病院局	0					
消防局	0					
教育委員会	0					
各行政委員会	0					
合計	0					

※　「贈与等の報告」とは、千葉市職員倫理条例第７条第１項の規定に基づき、職員が事業者等から１件につき 5,000 円を超える贈与等を受けた場合に報告をするものです。

②　職員の服務規律の確保を図るため、依命通達を次のとおり発しました。

時　　期	内　　　容
平成３１年　４月　１日	綱紀の保持について
平成３１年　４月２５日	綱紀の保持について
令和　元年１２月　１日	綱紀の保持について

③　新規採用職員をはじめ中堅職員、新任係長（主査）・課長補佐・課長を対象に、公務員倫理研修を各職位ごとに幅広く実施しました。さらに、新年度の依命通達発出時には、コンプライアンスに関するチェックシートを配布し、全職員を対象に自己点検を実施しました。

（２）公正な職務の執行の確保について

公益通報（内部通報）の状況は次のとおりでした。

（令和元年度）

通報先	通報件数		
		うち受理件数	うち不受理件数
総務局総務部人事課 コンプライアンス推進室	2	2	0
弁護士（外部通報先）	1	1	0

※　「公益通報(内部通報)」とは、職員等が不正の目的でなく、本市において法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、人事課コンプライアンス推進室又は弁護士へ通報することをいいます。

８　職員の退職管理の状況

（１）退職管理の取組状況

本市では、職員（課長職以上）の再就職について、平成22年に「千葉市職員の再就職に関する取扱要綱」を定め、再就職の状況を公表するなどその透明性及び信頼性の確保に努めてきましたが、平成28年4月1日施行の改正地方公務員法により、職員の退職管理に関し、元職員による現役職員への働きかけの禁止などの規制が開始されました。

これに伴い、「千葉市職員の退職管理に関する条例」を制定するとともに、要綱の一部を改正し、適正な退職管理に取り組んでいます。

（２）職員の再就職状況（令和２年７月１日現在）

在職時に課長級以上の職にあり、退職後２年以内の者のうち、営利企業等に再就職をした者の状況は以下のとおりです。

職　位	再就職者数					
	平成30年度		令和元年度		計	
	全体	うち外郭団体	全体	うち外郭団体	全体	うち外郭団体
局長職	4	4	4	3	8	7
部長職	3	1	7	5	10	6
参事・技監職	3	3	8	6	11	9
課長職	38	25	29	20	67	45
計	48	33	48	34	96	67

９　職員の研修の状況

職員研修実施状況（令和元年度）

区分		課程数	修了数
集合研修	必修研修	２６課程	２，２４８人
	選択研修	２７課程	２，３４９人
	特別研修	５課程	１，４３６人
	職場復帰支援研修	１課程	３６人
派遣研修		１，４９８課程	２，７７７人
職場研修		８課程	３７４人
自主研修		６８課程	２，７４５人
合　計		１，６３３課程	１１，９３８人

※職場復帰支援研修は
受講者数

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）千葉市職員互助会

地方公務員法に基づき、職員の健康、福利厚生のため、職員互助会で各種事業を実施しています。

①主な事業の概要

カフェテリアプラン（スポーツ施設などの利用や資格取得講座の参加費用などを助成）事業、保養所開設事業など

②決算の状況（令和元年度）

区　分	会員掛金	市補助金	諸収入等
決算額	92,763 千円	0 円	96,947 千円

＊令和２年度市補助金予算額についても０円です。

（２）千葉県市町村職員互助会

千葉県市町村職員共済組合の補完事業を行うため組織され、会員の掛金と県内の市町村などの負担金により、各種事業を行っています。

①主な事業の概要

出産費・介護休暇助成金給付事業など

②決算の状況（令和元年度）

区　分	会員掛金	市負担金
決算額	11,182 千円	11,167 千円

＊年度１回の納入

掛金率

標準報酬月額（１人当たり）×3.6/1000

負担金率

標準報酬月額（各会計科目）×3.6/1000

（３）健康診断の実施状況（令和元年度）

区　　分		受診者数
定期健康診断	一般健康診断（40 歳未満）	3,815 人
	生活習慣病予防検査（40 歳以上）	1,512 人
	小　計	5,327 人
特定業務等健康診断		3,841 人
計		9,168 人

（注）１　非常勤職員等を含みます。

２　地方自治法第１８０条の７の規定に基づき、健康診断の実施に関して、市長と各行政委員会との間に補助執行の協議がなされています。

（４）公務災害補償等（令和元年度）

区　分	認定件数
公務災害	101 件
通勤災害	13 件
計	114 件

人事委員会の業務の状況

1　職員の競争試験及び選考の状況

（１）採用試験の実施状況

平成 31(2019)年度の職員採用試験は、上級、中級、初級、民間企業等職務経験者、保育士及び技能員について実施した。実施結果は別表１のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、事務（医療）について、病院事業管理者へ採用試験の事務を処理する権限を委任している。

（２）採用選考の実施状況

選考により採用できる職は、職員の任用に関する規則で定められている。

平成 31(2019)年度の職員採用選考（公募）は、行政の選考区分における獣医師、薬剤師、保健師、心理判定員、栄養士、看護師、学校栄養職員及び歯科衛生士並びに障害者対象（事務、学校事務）について実施した。実施結果は別表１のとおりである。採用選考（個別）による実施結果は、別表２のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、職員の任用に関する規則第９条第１号に規定する職のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、心理療法士、歯科衛生士、学校栄養職員を除く栄養士、言語聴覚士、看護師及び准看護師（これらのうち行政職給料表又は医療職給料表（２）の適用を受けるものを除く。）の職並びに医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び助産師の職への採用について、また、同規則第９条第２号に規定する職のうち、診療情報管理士の職への採用については任命権者へ選考を委任している。

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、令和元年１０月４日に、市議会及び市長に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行った。

その主な内容は、以下のとおりである。

（１）公民較差

月例給

民間給与	職員給与	較　　差	
397,519 円	397,400 円	0.03%（ 119 円）	
	395,854 円	0.42%（1,665 円）	（参考）減額措置後

（２）給与改定の内容

ア　給料

民間給与との較差を踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

・　行政職給料表　　民間の初任給との差等を踏まえ、上級試験（大学卒業程度）に係る初任給を1,000円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給を1,500円引上げ
これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定（平均改定率0.03％）

・　その他の給料表　行政職給料表との均衡を基本に改定

イ　期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分の引上げ（4.45月分→4.50月分）

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を参考に勤勉手当に配分

ウ　改定の実施時期

・月例給　　　　　　　　　　　　　平成31年４月１日

・期末・勤勉手当（令和元年度分）　　令和元年12月１日

（令和２年度以降分）　令和２年４月１日

（３）その他報告する事項

ア　人材の確保及び育成

（ア）人材の確保

・　多様で有為な受験者をより多く確保するため、ＳＮＳツールの活用等、現在の就職活動の実態を踏まえた情報発信を行うなど、創意工夫を凝らしながら、より多様な受験者層に対し的確かつ効率的な募集活動を展開

・　受験者の能力をより適正に評価する試験内容となっているか検証を行いながら、試験制度の見直しについて検討を進める。

（イ）人材の育成

行政課題の複雑化・高度化、少子超高齢化、人口減少等の社会環境の変化に対応し、限られた人的資源で安定した行政サービスを続けていくために、長期的・計画的に人材を育成する組織環境が整備され、職員一人ひとりの意欲・能力の向上が図られるよう取組を期待

イ　千葉市職員の働き方改革

（ア）長時間労働の是正

・　働き方改革関連法の施行を踏まえ、時間外勤務の上限規制、管理職を含めた職員の労働時間の適正な把握など、長時間労働の是正に向けた取組の強化に期待

・　教員については、業務改善・効率化などにより、早急な勤務環境の改善が望まれる。「学校における働き方改革プラン」に基づく取組を確実に実施するとともに、その効果検証を行い、教員の負担軽減を着実に進められたい。

（イ）仕事と家庭生活の両立支援

育児や介護に係る休暇・休業制度の周知や、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図るとともに、育児休業等により長期に正規職員が不在となる場合には、可能な限り正規職員を代替として配置するなど、働きやすい職場環境の整備に努められたい。

（ウ）心の健康保持

メンタルヘルス対策においては予防策が重要。職員が気軽に相談できる制度の周知を行うとともに、風通しの良い職場づくりに努められたい。

（エ）ハラスメントの防止

ハラスメントの防止には組織をあげて取り組む必要がある。ハラスメント事例集等を活用し職員一人ひとりが改めて自身の行動を確認できる機会を設けるなど対策を進められたい。

ウ　住居手当の見直し

人事院は、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限の引上げを勧告。本市においても、市内民間事業所の状況等を踏まえ、見直しを検討する必要

エ　会計年度任用職員制度への対応

法改正の趣旨を踏まえ、関係規定の整備を図るとともに、円滑な制度移行に向けて関係部局への周知を図るなど、適正な運用の確保に努められたい。

オ　定年の引上げ

国における検討の推移を注視し、適切に対応を図る必要

カ　障害者の雇用について

・　採用選考について、本年度より知的障害者及び精神障害者にも対象を拡大して実施

・　障害のある職員もその他の職員も、ともに働きやすい職場となるよう、各職場での必要な配慮を図られたい。

キ　公務員としての規律の保持

・　依然として職員による不祥事が絶えない状況にあり、市政に対する市民の信頼が損なわれていることは誠に遺憾である。

・　千葉市コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス推進（不祥事防止）に関する新たな取組み」を実施しているところであるが、今後もあらゆる機会を通じ、職員の倫理に関する意識づけに努め、厳正な服務規律の確保を図ることが必要

・　各職員においては、公務に携わる者としての自らの立場を自覚し、職務上はもとより、職務外においても、公務員として法令遵守の意識を強く持って行動されるよう望む。

３　勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされ、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならないと定められている（地方公務員法第４６条及び第４７条)。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたもので、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

令和元年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

係属件数			処理件数							翌年度への繰越（A）－（B）
						判定				
前年度からの繰越	新規要求	計（A）	却下	取下げ	打切り	棄却	一部認容	全部認容	計（B）	
1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0

4　不利益処分に関する審査請求の状況

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされ、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないと定められている（地方公務員法第４９条の２及び第５０条)。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたもので、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度となっている。

令和元年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

<table>
<tr><th colspan="3">係属件数</th><th colspan="7">処理件数</th><th rowspan="3">翌年度への繰越
（A）－（B）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">前年度からの繰越</th><th rowspan="2">新規請求</th><th rowspan="2">計（A）</th><th rowspan="2">却下</th><th rowspan="2">取下げ</th><th rowspan="2">打切り</th><th colspan="4">判定</th></tr>
<tr><th>処分容認</th><th>処分取消</th><th>処分修正</th><th>計（B）</th></tr>
<tr><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr>
</table>

別表1　令和元(2019)年度職員採用試験・採用選考（公募）の実施状況

試験区分			受験者数 （人） (A)	最終合格者数 （人） (B)	競争率 （倍） (A)/(B)	受験資格	公告日	第一次試験日	第二次試験日	最終合格発表日
上級	事務	行政A	392	81	4.8	平3.4.2～平10.4.1出生者(学歴不問)。 ※事務（福祉）は社会福祉主事任用資格取得（見込）者。 ※事務（情報）は指定する試験の合格者。 ※事務（学芸員）は学芸員資格取得（見込）者及び学歴又は埋蔵文化財の調査における経験の条件あり。	4月12日（金）	筆記試験 6月23日（日） 面談試験 （事務・技術） 7月4日（木） ～9日（火） 体力検査 （消防士） 7月6日（土）	7月20日（土） ～8月9日（金）	8月21日（水）
		行政B	22	9	2.4					
		福　祉	32	13	2.5					
		情　報	8	2	4.0					
		学芸員	10	1	10.0					
	技術	土　木	32	15	2.1					
		建　築	14	7	2.0					
		電　気	9	6	1.5					
		機　械	5	3	1.7					
		化　学	12	6	2.0					
		造　園	13	5	2.6					
		畜　産	26	3	8.7					
	消防士	行　政	166	14	11.9					
		建　築	－	－	－					
		電　気	0	－	－					
		化　学	1	1	1.0					
	小　計		742	166	4.5					
中級	学校事務		28	4	7.0	平6.4.2～平12.4.1出生者(学歴不問)。	4月12日（金）	筆記試験 9月29日（日） 体力検査 （消防士） 10月18日（金）、 21日（月）	消防士以外 10月19日（土） ～11月8日（金） 消防士 11月2日（土） ～11月14日（木）	初級事務 11月18日（月） 初級事務以外 12月2日（月）
初級	事　務		114	21	5.4	平10.4.2～平14.4.1出生者(学歴不問)。				
	学校事務		13	4	3.3					
	消防士		376	34	11.1					
	小　計		503	59	8.5					
民間企業等職務経験者	事務	行　政	258	16	16.1	事務・技術 昭35.4.2～平3.4.1出生者で、民間企業等での職務経験が直近10年中6年以上ある者(学歴不問)。 ※事務（情報）は職務経験の内容に条件あり。 ※技術は職務経験の内容に条件あり。 資格免許職 昭35.4.2～昭59.4.1出生者で、民間企業等での職務経験が保育士は直近15年中9年以上ある者、獣医師、薬剤師は6年制獣医学又は薬学課程卒業者は4年以上、6年制獣医学又は薬学課程卒業者以外は6年以上ある者（それぞれ、資格又は免許取得後の職務経験） ※職務経験の内容に条件あり。	4月12日（金）	筆記試験 9月29日（日）	保育士 10月19日（土） ～11月3日（日） 保育士以外 11月2日（土） ～11月17日（日）	保育士 11月18日（月） 保育士以外 12月2日（月）
		情　報	39	3	13.0					
	技術	土　木	19	4	4.8					
		建　築	9	1	9.0					
		電　気	16	5	3.2					
		機　械	19	6	3.2					
		造　園	9	1	9.0					
	資格免許職	保育士	26	8	3.3					
		獣医師	4	2	2.0					
		薬剤師	7	2	3.5					
	小　計		406	48	8.5					
資格免許職	行政	獣医師	6	4	1.5	昭59.4.2以降出生者で免許又は資格取得(見込)者。 ※心理判定員は学歴又は心理判定に関する実務経験及び学歴の条件あり。	4月12日（金）	筆記試験 6月23日（日）	7月20日（土） ～8月5日（月）	8月21日（水）
		薬剤師	8	3	2.7					
		保健師	31	7	4.4					
		心理判定員	10	6	1.7					
		保育士	177	52	3.4		4月12日（金）	筆記試験 9月29日（日）	10月19日（土） ～11月8日（金）	保育士 11月18日（月） 保育士以外 12月2日（月）
		栄養士	14	5	2.8					
		学校栄養職員	22	1	22.0					
		歯科衛生士	25	1	25.0					
		看護師	12	6	2.0	昭35.4.2以降出生者で看護師免許取得(見込)者。				
	小　計		305	85	3.6					
技能員	技能員A		59	16	3.7	昭54.4.2～平14.4.1出生者で、大学（大学の専攻科を含む。）又は大学院在学者（専門職大学院を含む。）又は卒業若しくは修了者を除く。	10月18日（金）	11月30日（土）	12月21日（土） ～1月9日（木）	1月24日（金）
	技能員B		20	3	6.7					
	小　計		79	19	4.2					
障害者	事務		40	8	5.0	昭59.4.2～平14.4.1出生者で、資格要件を満たす者(学歴不問)。	4月12日（金）	10月20日（日）	11月5日（火）、6日（水）、7日（木）	11月18日（月）
	学校事務		36	1	36.0					
	小　計		76	9	8.4					
合　計			2,139	390	5.5					

別表２　令和元(2019)年度採用選考（個別）の実施状況

区　分	級　区　分	合　格　者　数
行　政　職	8　級　職	2
	7　級　職	2
	6　級　職	2
	5　級　職	4
	4　級　職	0
	3　級　職	1
	2　級　職	1
医療職（１）	2　級　職	1
合　計		13

※任命権者より採用選考請求のあったもののみ記載。